



請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	1月		2月	
請求書提出締切日	2月10日(土)		3月10日(日)	
増減点等通知書等送付予定日	3月4日(月)	3月5日(火)*	4月3日(水)	4月5日(金)*
支払通知書等送付予定日	3月14日(木)	3月15日(金)*	4月15日(月)	4月16日(火)*
診療報酬等支払日	3月21日(木)		4月22日(月)	

*オンライン請求システムからダウンロードが可能となる日

【出産育児一時金等関係】

分娩月	1月		2月	2月		3月
区分	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)
請求書提出締切日	2月10日(土)		2月22日(木)	3月10日(日)		3月25日(月)
支払通知書送付予定日	2月20日(火)	3月14日(木)		3月19日(火)	4月15日(月)	
出産育児一時金等支払日	3月8日(金)	3月21日(木)		4月5日(金)	4月22日(月)	

【特定健診等関係】

健診月	1月		2月	
請求方法	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	2月5日(月)	2月10日(土)	3月5日(火)	3月10日(日)
返戻及び支払通知書送付予定日	3月14日(木)		4月15日(月)	
特定健診等支払日	3月28日(木)		4月26日(金)	

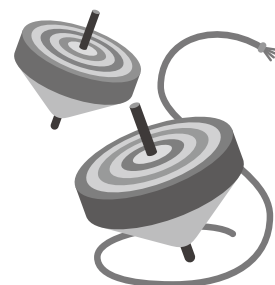
※2月10日(土)、3月9日(土)及び10日(日)は開館し受付します。
【受付時間】
8:30~17:00

審査委員会からの連絡事項

医科

キャブピリン配合錠及びタケルダ配合錠について

当該薬剤は、狭心症、心筋梗塞、虚血性脳血管障害、冠動脈バイパス術(CABG)又は経皮経管冠動脈形成術(PTCA)施行後における血栓・塞栓形成の抑制(胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往がある者に限る)に対して適応となっています。算定の際は、胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往について、傷病名欄もしくはレセプトの摘要欄にその旨を記載いただきますようお願いいたします。



PPⅠ（プロトンポンプインヒビター）の算定について

逆流性食道炎の治療にPPⅠを使用する場合は、通常8週間までの投与となっています。再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を行う場合は、それが判断できる傷病名もしくはコメント等の記載が必要です。

なお、PPⅠによる逆流性食道炎の維持療法において、効果不十分である場合の増量が認められている薬剤（タケプロン等）については、増量投与の理由を記載いただきますようお願いいたします。

また、「低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制」の目的でPPⅠ製剤を投与される場合は、胃潰瘍又は十二指腸潰瘍であったことが判断できるよう、次のいずれかをレセプトに記載いただきますようお願いいたします。

- ・傷病名に「胃潰瘍瘢痕」又は「十二指腸潰瘍瘢痕」と記載
- ・コメントで、過去に胃潰瘍又は十二指腸潰瘍に罹患した旨を記載

ただし、PPⅠ製剤の中には、「低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制」に適應のないもの（ラベプラゾールNa、オメプラール等）がありますので、ご注意ください。

診療報酬等請求上の留意点

医科

特定疾患療養管理料の算定について

当該管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に月2回に限り算定できます。

ただし、初診料を算定する初診の日に行った管理又は当該初診の日から1月以内に行った管理並びに入院中の患者に対して行った管理又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った管理の費用は、それぞれ初診料又は入院基本料に含まれ、当該管理料は算定できませんのでご注意ください。

薬剤管理指導料1の算定について

当該指導料は、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤及び不整脈用剤等、特に安全管理が必要な医薬品を投薬又は注射されている患者に対して算定できます。

その場合、記載要領上、薬剤管理指導料の算定日に加え薬剤名の記載が必要ですのでご注意ください。

※具体的な対象薬剤については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。



調剤

自家製剤加算の算定について

調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている場合は算定できません。

また、予製剤による場合又は錠剤を分割する場合は、それぞれ所定点数の100分の20に相当する点数での算定となります。

外用薬における薬剤調製料の算定について

同一処方せん受付回内において、同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある場合には、その数にかかわらず1調剤として取り扱います。

投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬について

長期の旅行等、特殊の事情があり、必要があると認められる場合において、14日を超えて調剤される際には、その理由を摘要欄にご記載ください。なお、電子請求の場合は、「レセプト電算処理システム用コード」で記録してください。

お知らせ

市町村単独医療費助成事業について

令和6年4月診療分から松江市、邑南町及び隠岐の島町の子ども医療（乳幼児医療拡大分）の助成内容が下表のとおり拡大されますので、受付等でのご対応をよろしくお願いいたします。

<医科・歯科>

市町村名 負担者番号	子ども医療（乳幼児医療拡大分）			
	【変更前】		【変更後】	
	入院	外来	入院	外来
松江市 90320011	入院：無料 (小学生・中学生) 外来：無料 (小学生)		入院：無料 (小学生・中学生) 外来：無料 (小学生・ <u>中学生</u>)	
邑南町 90321050	入院：無料 (小学生・中学生) 外来：無料 (小学生・中学生)		入院：無料 <u>(18歳到達後最初の3月31日まで)</u> 外来：無料 <u>(18歳到達後最初の3月31日まで)</u>	
隠岐の島町 90321076	入院：無料 (小学生・中学生) 外来：無料 (小学生・中学生)		入院：無料 <u>(18歳到達後最初の3月31日まで)</u> 外来：無料 <u>(18歳到達後最初の3月31日まで)</u>	

※調剤薬局についても医科・歯科と同様に対象が拡大となります。

なお、受付等において、福祉医療及び乳幼児等医療の受給者証を併せて提示された場合、福祉医療又は乳幼児等医療のどちらか一方で請求するか、福祉医療と乳幼児等医療を併用して請求するかは、市町村ごとに取扱いが異なります。

各市町村の取扱いと異なる請求があった場合は、原則、返戻となりますのでご注意ください。

※各市町村の助成対象、自己負担限度額等については、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

お知らせ【中国四国厚生局島根事務所から】

酸素の購入価格に関する届出について

保険医療機関は、当該年の4月1日以降に係る酸素の診療報酬請求のため、前年の1月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届け出る必要があります。

そのため、令和6年4月から翌年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を行う保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに「酸素の購入価格に関する届出書」を提出いただきますようお願いいたします。なお、届出がない場合は、酸素に係る費用を算定することができませんので、ご注意ください。

記

提出期限 令和6年2月15日（木）

提出先 中国四国厚生局島根事務所

住所：〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

TEL：0852-61-0108

提出方法 郵送、窓口提出、電子申請（※）のいずれか（FAXでの受付は行っておりません。）

※電子申請を利用する場合は別途申し込みが必要です。

届出様式 中国四国厚生局ホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html）に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領 中国四国厚生局ホームページ（上記アドレス）へ令和6年1月頃に掲載予定です。

その他 インターネット環境にない保険医療機関は、上記提出先へ届出様式等の送付をご依頼ください。

